令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　山陽小野田市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	86.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.3%
全職員	84.6%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	96.7%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	99.4%
本庁係長相当職	100.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	92.1%
３１～３５年	91.0%
２６～３０年	90.1%
２１～２５年	92.9%
１６～２０年	96.7%
１１～１５年	93.2%
６～１０年	91.2%
１～５年	85.1%

【説明欄】

対象期間：令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

給与　：給料、時間外勤務手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等を含むが、通勤手当、退職手当は含まない。

勤続年数別の数値：任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異とし、勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※給料月額は、採用区分や職務経験等により決定されるため、同じ経験年数でも給料月額が異なる場合がある。